

○船舶検査の方法の一部を改正する新旧対照表

別紙

(下線の部分は改正部分)

改正案		現行
附属書 C 機関の検査に関する附属書	機関の検査に関する附属書	機関の検査に関する附属書
5-1 新型内燃機関の陸上試験	5-1 新型内燃機関の陸上試験	5-1 新型内燃機関の陸上試験
5.1 適用範囲	5.1 適用範囲	5.1 適用範囲
5.1.1 本項は、最初に主機として旅客船に搭載される <u>内燃機関</u> （以下、「新型内燃機関」という。）のうち次に掲げるものの陸上試験方法について規定する。なお、新型内燃機関のうち次に掲げる内燃機関以外のものについてもできる限り本項によるよう指導すること。	5.1.1 本項は、同一の事業場で製造される同型機関であって、最初に主機として旅客船に搭載される <u>もとの</u> 「新型内燃機関」という。）のうち次に掲げるものの陸上試験方法について規定する。なお、新型内燃機関のうち次に掲げる内燃機関以外のものについてもできる限り本項によるよう指導すること。	5.1.1 本項は、同一の事業場で製造される同型機関であって、「新型内燃機関」という。）のうち次に掲げるものの陸上試験方法について規定する。なお、新型内燃機関のうち次に掲げる内燃機関以外のものについてもできる限り本項によるよう指導すること。
-1. 4 サイクル機関	-1. 4 サイクル機関	-1. 4 サイクル機関
1 <u>シリンド</u> 当たりの出力が147kW を超え、かつ、出力率が10.8MPa・m/s を超えるもの	1 <u>シリンド</u> 当たりの出力が147kW を超え、かつ、出力率が10.8MPa・m/s を超えるもの	1 <u>シリンド</u> 当たりの出力が147kW を超え、かつ、出力率が10.8MPa・m/s を超えるもの
-2. 2 サイクル機関	-2. 2 サイクル機関	-2. 2 サイクル機関
1 <u>シリンド</u> 当たりの出力が110kW を超え、かつ、出力率が6.9MPa・m/s を超えるもの	1 <u>シリンド</u> 当たりの出力が110kW を超え、かつ、出力率が6.9MPa・m/s を超えるもの	1 <u>シリンド</u> 当たりの出力が110kW を超え、かつ、出力率が6.9MPa・m/s を超えるもの
5.2 (略)	5.2 (略)	5.2 (略)
5.3 試験及び検査の種類	試験及び検査の種類	試験の種類は、性能試験及び耐久試験とし、各試験は次により行うこと。
5.3.1 性能試験	5.3.1 性能試験	JIS F 4304-1999 に従つて行うこと。この場合、負荷試験の各分力の試験時間は次表によることとし、また、

改正案	現行
性能試験の解放検査は、5.3.3 の表に定めるところにより行うこと。	性能試験終了後の解放検査は、5.3.3 の表に定めることにより行うこと。
表(略)	表(略)
<p>5.3.2 耐久試験</p> <p>耐久試験は、連続運転試験及び負荷変動試験の2種類とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> -1. 連続運転試験 (略) -2. 負荷変動試験 	<p>5.3.2 耐久試験</p> <p>耐久試験は、連続運転試験及び負荷変動試験の2種類とする。</p> <p>-1. 連続運転試験 (略)</p> <p>-2. 負荷変動試験</p> <p><u>機関に冷却水を十分供給しながら機関を始動し、次の算式により算出される時間以内に始動→連続最大出力→停止(始動・停止については無負荷運転を含む。)を行う。反復回数は無負荷運転時に冷却水の温度を一定に保つことができる装置を有する場合は50回、本装置を有しない場合は100回とする。</u></p> <p>試験中の軽微な故障が生じた場合には、修理を行つた後、試験を続行して差し支えない。</p> <p><u>試験中の軽微な故障が生じた場合には、修理を行つた後、試験を続行して差し支えない。</u></p>

$$T = \frac{D}{6} \text{ (分)} \quad \text{ここで} \quad T = 1 \text{ サイクルの時間(分)} \quad D = \text{シリンドラの直径(mm)}$$

改正案		現行	
5.3.3 解放検査	5.3.3 解放検査	5.3.3 解放検査	5.3.3 解放検査
<p><u>5.3.1の性能試験及び要求される5.3.2の耐久試験を含む一連の試験の終了後に次表に示す機関の箇所を解放し、機関的主要部分等について検査する。</u></p> <p><u>なお連続運動試験と負荷変動試験をと共に実施する場合の解放検査は連続運動試験の内容に準ずる。</u></p>			
表 解放検査			
ユニット名	部品名	性能試験	連続運動試験
シリンドラーユニット	シリンドラーカバー	1シリンドラを解放し目視検査を行う。	1シリンドラを解放し内外面の目視検査を行う。シリンドラの外側の目視検査を行う。シリンドラの内側の目視検査を行う。シリンドラは冷却面の非破壊検査を行う。
ピストンユニット	ピストンリング	1シリンドラを解放し目視検査を行う。	1組を解放検査する。
	吸排気弁 燃料弁		吸排気弁 燃料弁
			1組を解放検査する。
			1組を解放検査する。
			1組を解放検査する。
ユニット名	部品名	性能試験	負荷変動試験
シリンドラーユニット	シリンドラーライナー	1シリンドラを解放し内外面の目視検査を行う。	1シリンドラを解放し内外面の目視検査を行う。シリンドラは冷却面の非破壊検査を行う。
ピストンユニット	ピストンリング	1シリンドラを解放し目視検査を行う。	1シリンドラを解放し内外面の目視検査を行う。

5.3.2の耐久試験終了後に機関の次表に示す箇所を解放し、機関の主要部分等について検査する。

改正案		現行		
		ピストンビン	ピストンビン	ピストンビン
	ピストンビン	査を行 う。	査を行 う。 トシは冷 却面の非 破壊検査 を行う。	査を行 う。 トシは冷 却面の非 破壊検査 を行う。
	ピストン 棒 連接棒 <u>クランク</u> 連接棒上 下ボルト クロスヘ ッド	ピストン 棒 連接棒上 下ボルト クロスヘ ッド	ピストン 棒 連接棒上 下ボルト クロスヘ ッド	ピストン 棒 連接棒上 下ボルト クロスヘ ッド
	クランク 軸主軸受 架構合板 ユニット	クランク 軸主軸受 架構合板 ユニット	クランク 軸主軸受 架構合板 ユニット	クランク 軸主軸受 架構合板 ユニット

改正案			現行		
架構・台板 シリンドラック	外観検査を行う。	(2シリ ンダであ れば2箇 所の軸 受)	架構・台板 シリンドラ ロック	外観検査	
その他	過給機 ブロッカ ー	上記シリ ンダに異 常を認め た場合に は連續運 転試験後 の解放檢 査に準じ て行う。	その他	過給機 タービン 翼とコン プレッサ ー翼の目 視検査を行 う。	上記ユニッ トに異常を 認めた場合 に検査す る。
	カム軸・カ ム各種歯車	目視検査 を行う。		カム軸・カ ム各種歯車	目視検査

5.4 耐久試験の省略

次に掲げる場合は耐久試験の一部又は全部を省略することができます。

5.4.1 本陸上試験に合格した機関(5.3.2 の耐久試験に合格したもの及び5.4.4 により機関の主要部分の耐久性が確認されたものに限る。以下、「合格機関」という。）であつて同一の事業場等で製造された同型機関（検査測度課長が適当と認めた機関を含む。）は耐久試験を省略して差し支えない。また、5.2.4 の主要諸元のみが条件を満たさず、かつ、その諸元が本陸上試験に合格した機関よりも小さくなる場合にも耐久試験を省略して差し支えない。

5.4 耐久試験の省略

次に掲げる場合は耐久試験の一部又は全部を省略することができます。

5.4.1 本陸上試験に合格した機関(5.3.2 の耐久試験に合格したもの及び5.4.4 により機関の主要部分の耐久性が確認されたものに限る。以下5.4.2において同じ。）の同型機関は耐久試験を省略して差し支えない。また、5.2.4 の同型機関の条件のうち各主要諸元のみが条件を満たさず、かつ、その諸元が本陸上試験に合格した機関よりも小さくなる場合にも耐久試験を省略して差し支えない。

改正案	現行
機関よりも小さくなる場合にも耐久試験を省略して差し支えない。	
5.4.2 合格機関であつて同一の事業場等で製造された類似型機関（検査測度課長が適当と認めた機関を含む。）は、連続運転試験を省略しても差し支えない。また、5.2.5の類似型機関の条件のうち出力率のみが条件を満たさず、かつ、その出力率が 本陸上試験に合格した機関 よりも小さくなる場合にも連続運転試験を省略して差し支えない。	5.4.2 本陸上試験に合格した機関の類似型機関は、連続運転試験を省略しても差し支えない。また、5.2.5の類似型機関の条件のうち出力率のみが条件を満たさず、かつ、その出力率が 本陸上試験に合格した機関 よりも小さくなる場合にも連続運転試験を省略して差し支えない。
5.4.3 同型機関又は類似型機関が船舶の主機として次に掲げる使用実績を有し、その間に当該機関の主要部分に故障の発生がなく（軽微な故障を除く。）かつ、その後の解放整備においてその安全性が確認された場合は、検査測度課長の承認を得て、耐久試験の一部又は全部を省略することができる。	5.4.3 同型機関が旅客船以外の船舶の主機として10,000時間以上の使用実績があり、その間に機関の主要部分に故障の発生がなく（軽微な故障を除く。）、かつ、その安全性が定期検査に準ずる検査等において確認された場合の当該新型内燃機関の耐久試験は、検査測度課長の承認を得て、連続運転試験を省略することができる。
なお、この場合の解放整備は、表5.3.3に示される性能検査の内容を満足したものであること。	
-1. 同型機関としての使用実績を活用する場合	
(1) 連続運転試験の省略	
5,000時間以上の使用実績	
(2) 負荷変動試験の省略	
発停回数が100回以上の使用実績	
※ 同型機関の条件のうち各主要諸元のみが条件を満たさず、かつ、その諸元が当該運航実績を有する機関よりも小さくなる場合も上記(1)又は(2)の使用実績に基づきそれぞれの試験を省略することができます。	

改正案	現行
-2. <u>類似型機関としての使用実績を活用する場合</u>	
<u>連続運転試験の省略</u>	
5,000 時間以上の使用実績	
※1 類似型機関の条件のうち出力率の変化分のみが 条件を満たさず、かつ、その出力率が当該運航実績 を有する機関よりも小さくなる場合にも連続運転試 験を省略することができる。	5. 4. 4 機関の主要部分の耐久性が次の方法により確認された 場合は、検査測度課長の承認を得て <u>連続運転試験</u> を省略 することができる。 -1. (略) -2. (略)
※2 類似型機関の場合、負荷変動試験は省略しては ならない。	5. 4. 4 機関の主要部分の耐久性が次の方法により確認された 場合は、検査測度課長の承認を得て <u>耐久試験</u> を省略する ことができる。 -1. (略) -2. (略)
5. 4. 4 機関の主要部分の耐久性が次の方法により確認された 場合は、検査測度課長の承認を得て <u>耐久試験</u> を省略する ことができる。	5. 4. 5 5. 4. 4 の機関であり、当該機関より出力率が大きい類 似型機関が耐久試験に合格している場合には、検査測度 課長の承認を得て耐久試験を省略することができる。
	5. 4. 6 (略)
5. 5 その他 (略)	5. 4. 6 (略) 5. 5 その他 (略)

